

## ICT ユニットの貸与仕様書

ICT ユニットの借受者は、以下に掲げる各項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該 ICT ユニットの運用、管理を行わなければならない。

## 1 貸与の範囲

貸与する ICT ユニットの名称、台数、引渡し及び返却場所、使用目的及び貸与期間は、借受申請書別紙のとおりとする。

## 2 ICT ユニットの引渡し

(1) 借受者は、ICT ユニットの引渡しを受けるときには、各総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）職員立会いの下で当該 ICT ユニットを確認し、別添 3 のリストを用いて ICT ユニットの構成機器及びその付属品が揃っていること及び破損等がないことを相互に確認した上で、借受書と引換えに引渡しを受けるものとする。

(2) 借受者は、前項の借受書の写しを保管する。

## 3 貸与期間中の ICT ユニットの運用、管理等

借受者は、借り受けた ICT ユニットの運用、管理するにあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 原則として、申請書の使用目的以外に使用しないこと。

(2) ICT ユニットの性能維持に資するため、日常的な点検整備・動作確認を行うこと。

(3) ICT ユニットの転貸し（使用目的として掲げた災害応急活動の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

## 4 貸与期間の変更

借受者が ICT ユニットの貸与期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して総合通信局等に申し出を行い、新たな貸与期間を定めなければならない。

## 5 総合通信局等の指示

借受者は、ICT ユニットの運用、管理に関する総合通信局等の指示に従わなければならない。

## 6 監査の実施等

(1) 借受者は、総合通信局等から ICT ユニットの使用及び運用状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。なお、監査によって総合通信局等から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

(2) 借受者は、ICT ユニットの返却後においても、総合通信局等から求めがあったときは関係書類の報告を行わなければならない。

## 7 ICT ユニットの返却

借受者は、次の場合には総合通信局等が指示する場所に ICT ユニットの返却しなければならない。

(1) 貸与承認に係る貸与期間が満了するとき。

(2) 借受者が本仕様に規定する義務に著しく違反し、総合通信局等から貸与承認が取消されたとき。

(3) 総合通信局等の特別の事由によって ICT ユニットの返却を求められたとき。

## 8 ICT ユニットの返却確認

借受者が ICT ユニットの返却を行うときは、総合通信局等職員立会いの下で当該 ICT ユニットを確認し、別添 3 のリストを用いて ICT ユニットの構成機器及びその付属品が揃っていること及び破損等がないことを相互に確認した上で、返却書と引換えに返却を行うものとする。

## 9 借受者の負担

以下に掲げる費用等については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でないと認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

- (1) ICT ユニットの引渡し及び返却に係る費用
- (2) 貸与期間中における ICT ユニットの運用に係る費用
- (3) 貸与期間中における ICT ユニットの性能維持に係る整備及び修理の費用
- (4) ICT ユニットを外部回線（地上のアナログ電話、光回線、衛星回線等）に接続し、外線電話又は外部とのデータ通信（インターネット等）を利用した場合の通信料金

## 10 借受者の責任

- (1) 借受者が ICT ユニットを破損、亡失したときは、直ちに総合通信局等へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出すること。
- (2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。
- (3) 借受者が借り受けた ICT ユニットによって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

## 11 その他

本仕様書の定めのない事項については、総合通信局等と借受者の協議により対処するものとする。

以上

## ICT ユニットの仕様・機能等（防水ケース用）

## ■仕様

項目	仕様	備考
大きさ	W423×H340×D170mm	収納ケースは含まず
重量	約7kg	
駆動時間	約8時間	使用状況によって前後。
通信範囲	直径 100m	内蔵の無線 LAN 単体の場合。 (長距離無線 LAN、有線 LAN 等の併用により延長可)
同時通話数	アクセスポイント(AP)1台あたり 20 同時通話	2つの端末間の通話を 1 通話とカウント。 5 台以上の AP(別途用意が必要)を接続すると最大 100 同時通話。
上記のうち外線 通話可能数	アナログ回線(地上及び衛星の アナログ電話)1本あたり1通話	アナログ回線を4回線まで接続可能。 (初期設定ではアナログ回線に接続可能となっている。)
	光回線: 最大 100 通話	ひかり電話オフィス A の場合(光回線に接続する場合は ICT ユニットの 設定変更が必要となる。詳細は付属品の利用マニュアル参照。)
最大登録数	5000 人程度	最大で 5000 人程度を登録可能。
対応 OS	Android、iOS、Windows	

## ■機能一覧

分類	項目	概要説明
通話関連	普段の電話番号、自動登録	アプリケーションを起動するだけで、普段使っている電話番号 (090-1234-5678 等)を自動的に IP-PBX に登録可能。
	内線通話	普段の電話番号を使って発信、着信が可能。標準電話アプリや電話 帳も利用可能。(構内内線電話の代替として活用可)
	外線通話(発信)※	Wi-Fiエリア内に相手(接続先)が居ない場合に自動的に外線へ発 信する。(先頭に 0 等を付加する必要がない)
	外線通話(着信)※	Wi-Fiエリア外からエリア内の端末に着信可能。外線代表番号に発 信し、応答メッセージ後に通話したい相手の電話番号 (090-1234-5678 等)をキー入力することで着信。
	電話会議	最大 10 個までのグループ通話が可能。事前登録など事前設定は不 要。(電話会議用番号は取扱説明書参照)
	通話時間制限	1 回あたりの通話時間設定、次回通話可能となるまでの時間を制限 可能。
データ通信	アプリダウンロード	インターネットと接続できない場合でも、ICT ユニットの Web ページか らスマートフォンに「災害電話アプリ」をダウンロード可能。
	ファイル共有	パソコンやスマホで電子ファイルを共有することが可能。 共有場所: ippbx.resilient.jp (Username 及び Password は"mdru")
	その他ネットワークサービス※	広域網に接続した際、インターネットのホームページ閲覧、LINEやメ ール等、一般的なネットワークサービスを利用可能。

※ICT ユニットの外部回線（光回線、衛星回線等）に接続した際に利用可能

## ■動作確認済み衛星通信端末

端末名	衛星通信サービス	備考
衛星可搬端末 01	ドコモ ワイドスターⅡ	ワイドスターマルチアダプタが別途必要。 (データ通信のみの利用であればアダプタは不要)
EXPLORER 700	KDDI インマルサット BGAN	

ICTユニットの構成機器・付属品リスト（防水ケース型用）  
（引渡し時・返却時のチェック用）

借受者は ICT ユニットの引渡し及び返却に際して、本リストに記載の ICT ユニットの構成機器及びその付属品が揃っていることを確認（□にチェック）し、記名してください。本リストは立ち会いの総合通信局等職員に提出してください。

○ICTユニットの □引渡し時 □返却時 に確認しました。

			
<p>□ ICT ユニット</p>		<p>□ バッテリー充電用 AC アダプタ</p>	<p>□ CD-ROM（利用マニュアル、パラメータファイル）</p>
			
<p>□ ワイドスターマルチアダプタ</p>	<p>□ アナログ電話線 (30m)</p>	<p>□ マルチアダプタ、電話線等収納ケース</p>	<p>□ 利用マニュアル 抜粋</p>

年 月 日

確認者（所属・名前）